

登録申請書提出書類一覧表（引取業者用）

提出書類一覧	様式	チェック欄
1. 申請書 ※ 事業所が複数ある場合は、「別紙6」により記載	様式第一 別紙6	<input type="checkbox"/>
2. 本人を確認できる書類 登記事項証明書及び住民票については、 ※ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの ※ 住民票は本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの		
(1) 個人の場合は、 ① 住民票 ② 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ※ 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書で「登記されていないことの証明書」 ※ 未成年者の場合は、「別紙5」及び法定代理人の住民票、登記事項証明書、役員全員の住民票	別紙5	
(2) 法人の場合は、 ① 別紙役員一覧表 ② 役員全員の住民票 ③ 法人の登記事項証明書 (例) 履歴事項全部証明書	別紙4	<input type="checkbox"/>
3. 使用済自動車にフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（事業所が複数ある場合は、各事業所の書類） 次のいずれかを添付すること ・ 申請書の1に○印を付けた場合「残存フロン類の確認方法」 ・ 申請書の2に○印を付けた場合「使用済自動車の構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類」 (例) 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証等の写し 業界団体等が行う講習の受講修了証の写し 等	別紙3 写し添付	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4. 申請者（法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び法定代理人（申請者が個人の場合）が法第45条第1項の各号に該当しないことを誓約する書面（誓約書）	別紙2	<input type="checkbox"/>
5. 連絡先等	別紙7	<input type="checkbox"/>
6. 使用料（手数料）納入票 4,000円（更新時3,500円）の額面の石川県証紙を納入票に貼付のこと	別記様式 第1号	<input type="checkbox"/>

※この用紙は提出書類がそろっているかの確認とともに、申請時に添付してください

← 住民票は、本籍の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載のないものを添付してください。

← 変更届を同時に届け出る場合は「履歴事項全部証明書」を添付してください。

- ※ 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 申請の際は、チェックしたこの提出書類一覧表も添付してください。

登録
引取業者 申請書
登録の更新

※登録番号	20171999999
※登録年月日	平成14年4月2日

石川県知事 殿

(郵便番号) 920-8580
 住 所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
 氏 名 石川県庁株式会社 (印)
 代表取締役 石川 太郎
 電話番号 076-225-1472

← 「登録」と「登録の更新」とで該当しない方を二重線で消してください。

← 登録更新の場合は現在の登録番号と登録年月日を記載。

← 住所・法人名または氏名は、法人登記事項証明書や住民票の写しに記載のとおり、○丁目○番○号などと正確に記載してください。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名 別紙のとおり	役 職 名
法定代理人の氏名及び住所（未成年者である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏 名 該当なし	(郵便番号) 住 所 電話番号
住 所 電話番号	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称 別紙のとおり	(郵便番号) 所 在 地 電話番号 FAX番号
所 在 地 電話番号 FAX番号	
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
次のうち、番号に○印を付けた確認する体制を有しています。 1. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有しています。 2. 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。	

← 法人の場合、役員の氏名は別紙のとおりとし、「別紙4役員一覧表」に記入下さい。

← 法人または成年者の場合は、「該当なし」と記入または斜線
 申請者が未成年の場合は別紙のとおりとし、「別紙5法定代理人一覧」に記入下さい。

← 事業所が複数ある場合は別紙のとおりとし、「別紙6事業所一覧表」に記入下さい。

← 冷媒フロンが含まれるかどうかを確認する体制で、該当する方に○印を付けて下さい。

事業所が複数ある場合は「別紙6事業所一覧表」に記入下さい。

※ 1に○印を付けた場合、「残存フロンの確認方法」を記載した書類(別紙3)を添付

※ 2に○印を付けた場合、自動車の構造について十分な知見を有するものが確認できる書類を添付

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 2 法人の役員については、別紙4を参考に記入すること。
 3 法定代理人がある場合は、別紙5を参考に記入すること。
 4 事業所が複数ある場合には、別紙6を参考に記入すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓約書

申請者、申請者の役員及び法定代理人は、下記に掲げる使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第45条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち法第45条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

年 月 日

石川県知事

殿

石川県庁株式会社

申請者 代表取締役 石川 太郎 印

※ この誓約書により、申請者、申請者が法人である場合はその役員及び法定代理人が、第45条第1項に規定する欠格要件（誓約書中の1～7）に該当しない者であることを誓約してください。

←記載した日付を記載する。

残存フロン類の確認方法

事業所名称 (石川県庁株式会社 石川中央事業所)

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

装着



フロン類が含まれていると判断する

非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認 (上記同様)



コンデンサが破損 (穴や裂傷) していない

エアコン配管、ホースが破損 (穴や裂傷) していない



フロン類が含まれていると判断する

破損している

破損している



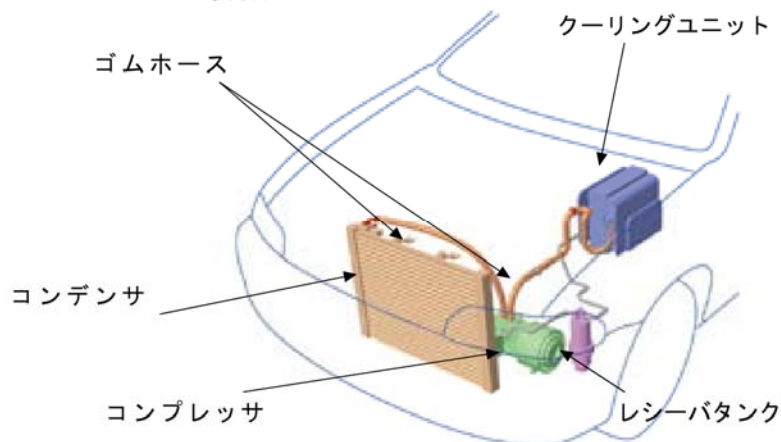
フロン類は含まれていないと判断する

■必要に応じて、以下により確認

使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

<エアコンシステム装着例>



※ 申請書において、冷媒フロンが含まれるかどうかを確認する体制として、「1 適切な方法を記載した書類を有している」としたときの書類になります。

※ 事業所が複数ある場合、事業所ごとに作成下さい。

← この書類で残存フロン類を確認することとする事業所の名称を記入下さい

役員一覽表

役員 <small>の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）</small>		
<small>（ふりがな）</small> 氏名	役職名	現住所
	生年月日	本籍
いしかわ たろう 石川 太郎	代表取締役	石川県金沢市鞍月1丁目1番地
	昭和40年1月1日	同上
ななお じろう 七尾 次郎	取締役	石川県七尾市本府中町ソ部27番9号
	昭和42年2月2日	石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
こまつ さぶろう 小松 三郎	取締役	石川県小松市園町ヌ48番地
	昭和44年3月3日	石川県小松市小馬出町91番地
わじま しろう 輪島 志郎	取締役	石川県輪島市鳳至町畠田102番4号
	昭和46年4月4日	石川県輪島市二ツ屋町2字29番地
はくさん ごろう 白山 五郎	取締役	石川県白山市馬場2丁目7番地
	昭和48年5月5日	石川県白山市倉光二丁目1番地
とうきょう はなこ 東京 花子	監査役	東京都千代田区麴町4丁目8番地
	昭和50年6月6日	東京都千代田区平河町二丁目6番3号

※ 法人登記証明書の役員欄に記載の全役員（監査役を含む）、そのほか執行役員やそれに準ずる者全員を記入下さい。

← 氏名には必ずふりがなをつけてください。

← 役職名については、登記簿に記載がある場合は役員欄の記載のとおり記入下さい。

← 上段に現住所、下段に本籍地を、住民票の写しに記載のとおり省略せずに、正確に記入下さい

※ ここに掲げた全員の住民票（本籍の記載のあるもの）を添付して下さい

事業所一覧表

※ 事業所を複数有する場合
本用紙により石川県(金沢市除
く)内の全ての事業所について
記載下さい。

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名称	いしかわけんちょうかぶしきかいしゃ いしかわちゅうおうじぎょうしょ 石川県庁株式会社 石川中央事業所
所在地	(郵便番号) 924-0864 石川県白山市馬場2丁目7番地 電話番号 076-275-2642 FAX番号 076-275-2257
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制(1又は2のいずれかを記載すること。)	
1	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名称	いしかわけんちょうかぶしきかいしゃ みなみかがじぎょうしょ 石川県庁株式会社 南加賀事業所
所在地	(郵便番号) 923-8648 石川県小松市園町ヌ48番地 電話番号 0761-22-0795 FAX番号 0761-22-0805
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制(1又は2のいずれかを記載すること。)	
1	
事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名称	いしかわけんちょうかぶしきかいしゃ のとちゅうぶじぎょうしょ 石川県庁株式会社 能登中部事業所
所在地	(郵便番号) 926-0021 石川県七尾市本府中町ソ部27番9号 電話番号 0767-53-2482 FAX番号 0767-53-2484
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制(1又は2のいずれかを記載すること。)	
1	

← 事業所の名称(ふりがな)
所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号を記載して下さい。

← 冷媒フロンが含まれるかどうかを確認する体制の
1又は2とは、届出書に記載の
1:適切な方法を記載した書類を有している
2:十分な知見を有する者が確認できる体制を有しているを指します。

連絡先等

※ 申請書記載内容について
確認する場合の問合せ先に
なります

1 申請者（本社）の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

住所	郵便番号（920-8580）
	石川県金沢市鞍月1丁目1番地
	電話番号 076-225-1472 FAX番号 076-225-1473
ふりがな氏名・名称 (法人にあつては名称及び代表者氏名)	いしかわけんちょうかぶしきかいしゃ いしかわ たろう 石川県庁株式会社 代表取締役 石川 太郎

2 申請書（届出書）についての問合せ先

← 申請書記載内容について
確認する場合の問合せ先に
なりますので、実際に申請
書を作成した者など申請内
容が分かる者を記載下さい

(1) 担当者の問合せ先

ふりがな 事業所名	いしかわけんちょうかぶしきかいしゃ せいかつかんきょう 石川県庁株式会社 生活環境部	
ふりがな 担当者氏名	とうろく たんとう 登録 丹東	
連絡方法	電話番号	076-225-1472
	FAX番号	076-225-1473
	E-mail	r-car@pref.ishikawa.lg.jp

(注)

- 1 実際に申請書を作成した担当者名を記入してください。
- 2 電話番号等は、担当者へ直接連絡できる番号を記入してください。
- 3 FAX番号は必ず記載してください。
- 4 E-mailはできるだけ記載してください。